

国民健康保険温泉センター 割引利用券の配布

国民健康保険被保険者が、下表の施設を利用する場合に、割引利用券を配布します。

■必要書類国民健康保険証
■直接、保険年金課国民健康保険係(市役所第二庁舎2階 ☎042-387-9833)へ

■割引利用期限平成31年3月31日

施設名	営業時間	定休日	割引後利用料金	所在地・問合先
檜原温泉センター「数馬の湯」	10:00~19:00 (土曜・日曜・祝日は20:00まで)	毎週月曜日 (祝日の場合は翌日)	1日=大人520円、小学生210円、未就学児は無料	西多摩郡檜原村2430 ☎042-598-6789
奥多摩温泉「もえぎの湯」	9:30~20:00 (7月~9月は21:30まで、12月~3月は19:00まで)	毎週月曜日 (祝日の場合は翌日)	2時間=大人480円、小学生210円。超過1時間につき、大人のみ200円。未就学児は無料	西多摩郡奥多摩町氷川1119-1 ☎0428-82-7770
秋川渓谷「瀬音の湯」	10:00~22:00	3月、6月、9月、12月の第2水曜日	3時間=大人700円、小学生250円。超過1時間につき、大人200円、小学生100円。未就学児は無料	あきる野市乙津565 ☎042-595-2614
生涯青春の湯「つるつる温泉」	10:00~20:00	第3火曜日 (祝日の場合は翌日)	3時間=大人620円、小学生210円。超過1時間につき、大人のみ210円。未就学児は無料	西多摩郡日の出町大久野4718 ☎042-597-1126

春の全国交通安全運動

世界一の交通安全都市TOKYO を目指して 「やさしさが走るこの街この道路」 4月6日(金)~15日(日)



この運動は、交通安全の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けることを目的に毎年実施しています。

この運動を契機に、市民一人ひとりが交通安全に関心を持ち、正しい交通ルールとマナーを身につけ、交通事故防止に努めましょう。

- 【重点項目】
- ▷子どもと高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止
 - ▷自転車の安全利用の推進
 - ▷全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
 - ▷飲酒運転の根絶
 - ▷二輪車の交通事故防止
- 【自転車安全利用五則】

- ▷自転車は車道が原則、歩道は例外
 - ▷車道は左側を通行
 - ▷歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
 - ▷安全ルールを守る(飲酒運転・二人乗り・並進の禁止、夜間はライトを点灯、交差点での信号遵守と一時停止・安全確認)
 - ▷子どもはヘルメットを着用
- 【4月10日(火)は
交通事故死ゼロをめざす日】
- 一人ひとりが、交通ルールを守り、交通マナーを実践する等交通事故に注意して行動することによって、交通事故を無くしましょう。
- ☎交通対策課交通対策係(☎042-387-9850)、小金井警察署(☎042-381-0110)



環境政策課緑と公園係(☎042-387-9860)

市では、環境にやさしい取り組み等に対して、補助金や奨励金を交付しています。【生け垣を造成した方に奨励金を交付】



環境政策課環境係(☎042-387-9817)

必要書類、補助対象機器等の詳細は、環境政策課(市役所第二庁舎4階)で配布している要綱をご覧ください。

奨学資金支給制度 平成30年度 奨学生を募集

成績優秀であるにもかかわらず、経済的事情により修学が困難であると認められる方のために、奨学資金支給制度を実施しています。

■支給額(月額) 定

- ▽高校生および高等専門学校生(1~3学年) 5千300円以内・35人程度
- ▽大学生および高等専門学校生(4・5学年) 11万2千200円以内・3人程度

犬の登録と 狂犬病予防注射

生後3か月以上の犬を飼っている方は、一生に一度の犬の登録と、毎年1回の狂犬病予防注射を受けさせなければなりません。獣医師会と合同で登録および予防注射を行います。

■申込用紙配布 4月2日(月)~5月11日(金)に、庶務課(市役所第二庁舎7階)で

■5月18日までに、申込用紙に必要事項を明記し、直接、庶務課庶務係(☎042-387-9872)へ

子どもを 子育て

予防接種等保健衛生事業は健康ガイドへ

健康課健康係(☎042-321-1240)

	10:00~11:00	14:00~15:00		
4/16(月)	栗山公園	保健センター		
/17(火)	公民館貫井南分館	上水公園運動施設		
/18(水)	市杵島神社	小金井神社		
/19(木)	リサイクル事業所の隣の広場	市役所本庁舎駐車場		
区分	登録料	注射料	注射済票	計
登録済みの犬	-	3,100円	550円	3,650円
未登録の犬	3,000円	3,100円	550円	6,650円

就学援助制度 小・中学校教育費の一部を援助

公立小・中学校に通学し、経済的な事情で就学が困難な家庭のお子さんの教育費の一部を援助します。

詳しくは、市立小・中学校、学務課で配布するお知らせなどをご覧ください。

■4月19日までに、申請書類を直接、学務課学務係(市役所第二庁舎7階 ☎042-387-9874)へ

防犯ブザー(小学生用)

子どもたちの安全を確保する一助として、防犯ブザーを貸与します。

■配布市立小・中学校の新生1年生は各学校で(申し込み不要)、市立小・中学校以外の新生1年生は、学務課(市役所第二庁舎7階)で無料(電池交換等実費) 4月9日から、直接、学務課学務係(☎042-387-9874)へ

子どもたちの安全を確保する一助として、防犯ブザーを貸与します。